

「朝日信用金庫投信取引約款」新旧対照表

(緑網掛部分変更)

旧	新
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 投資信託受益証券の保護預り取引</p> <p>6. ～9. (略)</p> <p><b>10.</b> (手数料)</p> <p>当金庫は、本章の保護預りについて所定の手数料を申し受けることがあります。</p> <p><b>11.</b> (預入れおよび返還)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、<b>当金庫所定の日までに</b>所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に上記(1)に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。</p> <p>(3) <b>当金庫所定の期間については、保護預り証券の返還をすることはできません。</b></p> <p>(4) (略)</p> <p><b>12.</b> (保護預り証券の返還に準ずる取扱い)</p> <p>当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、上記<b>11.</b> (2)の手続きを待たずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。</p> <p>① (略)</p> <p>② 当金庫が下記<b>13.</b> により保護預り証券の償還金を受け取る場合</p> <p>③ (略)</p> <p><b>13.</b> (償還金等の受入れ等)</p> <p>(略)</p> <p><b>14.</b> (連絡事項)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、<b>当金庫所定の時期に</b>年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的にご通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 当金庫は、上記(2)の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの上記(2)に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、<b>当金庫が定めるところにより</b>残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>	<p>第1章 (同左)</p> <p>第2章 投資信託受益証券の保護預り取引</p> <p>6. ～9. (同左)</p> <p><b>(削除)</b></p> <p><b>10.</b> (預入れおよび返還)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、<b>(削除)</b>所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に上記(1)に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。</p> <p>(3) <b>(削除)</b>保護預り証券の返還には、<b>相当の期間を要する場合があります。</b></p> <p>(4) (同左)</p> <p><b>11.</b> (保護預り証券の返還に準ずる取扱い)</p> <p>当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、上記<b>10.</b> (2)の手続きを待たずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 当金庫が下記<b>12.</b> により保護預り証券の償還金を受け取る場合</p> <p>③ (同左)</p> <p><b>12.</b> (償還金等の受入れ等)</p> <p>(同左)</p> <p><b>13.</b> (連絡事項)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、<b>(削除)</b>年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的にご通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>(7) 当金庫は、上記(2)の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの上記(2)に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、<b>(削除)</b>残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>

旧	新
<p><b>1 5.</b> (届出事項の変更)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)によりお届出があった場合、当金庫は<b>所定の手続き</b>を完了した後でなければ投資信託受益証券の預入れ、保護預り証券の返還または換金のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>1 6.</b> (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>保護預り取引は、お客様が下記<b>5 7.</b> (4)各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、下記<b>5 7.</b> (4)各号の一にでも該当する場合には、当金庫は取引をお断りするものとします。</p> <p><b>1 7.</b> (解約等)</p> <p>(1) この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、<b>当金庫所定の日までに</b>当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書にお届出の印鑑により署名、捺印してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、<b>当金庫所定の期間</b>については、この契約の解約をすることはできません。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約のご通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。</p> <p>① (略)</p> <p>② お客様が下記<b>5 7.</b> (3)各号および(4)各号のいずれかに該当するとき</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>1 8.</b> (緊急措置)</p> <p>(略)</p> <p><b>1 9.</b> (公示催告等の調査等の免除)</p> <p>(略)</p> <p><b>2 0.</b> (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(略)</p> <p><b>2 1.</b> (免責事項)</p> <p>当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 上記<b>1 5.</b> (1)による届出の前に生じた損害</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 上記④の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合または上記<b>1 3.</b> による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 上記<b>1 8.</b> の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>第3章 投資信託の自動けいぞく(累積)投資取引</p>	<p><b>1 4.</b> (届出事項の変更)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)によりお届出があった場合、当金庫は<b>において届出事項の変更手続き</b>を完了した後でなければ投資信託受益証券の預入れ、保護預り証券の返還または換金のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(3) (同左)</p> <p><b>1 5.</b> (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>保護預り取引は、お客様が下記<b>5 5.</b> (4)各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、下記<b>5 5.</b> (4)各号の一にでも該当する場合には、当金庫は取引をお断りするものとします。</p> <p><b>1 6.</b> (解約等)</p> <p>(1) この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、<b>(削除)</b>当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書にお届出の印鑑により署名、捺印してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、<b>受渡が完了するまでの期間</b>については、この契約の解約をすることはできません。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約のご通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。</p> <p>① (同左)</p> <p>② お客様が下記<b>5 5.</b> (3)各号および(4)各号のいずれかに該当するとき</p> <p>(5) (同左)</p> <p><b>1 7.</b> (緊急措置)</p> <p>(同左)</p> <p><b>1 8.</b> (公示催告等の調査等の免除)</p> <p>(同左)</p> <p><b>1 9.</b> (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(同左)</p> <p><b>2 0.</b> (免責事項)</p> <p>当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 上記<b>1 4.</b> (1)による届出の前に生じた損害</p> <p>②～④ (同左)</p> <p>⑤ 上記④の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合は上記<b>1 2.</b> による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 上記<b>1 7.</b> の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>第3章 投資信託の自動けいぞく(累積)投資取引</p>

旧	新
<p>2 2. (本章の趣旨) (略)</p> <p>2 3. (自動けいぞく(累積)投資の種類および申込み) (略)</p> <p>2 4. (金銭の払込) (略)</p> <p>2 5. (買付方法、時期および価額) (1) (略) (2) (略) (3) (略)</p> <p>2 6. (投資信託受益証券の保管) (1)～(5) (略) (6) 当金庫は、当該保管にかかる投資信託受益証券の保管料を申し受けることがあります。</p> <p>2 7. (収益分配金等の再投資) (略)</p> <p>2 8. (返還) (1)～(3) (略)</p> <p>2 9. (反社会的勢力との取引拒絶) この契約は、お客様が下記 5 7. (4)各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、下記 5 7. (4)各号の一にでも該当する場合には、当金庫は契約をお断りするものとします。</p> <p>3 0. (解約等) 次の各号のいずれかに該当する場合には、本章の契約は解約されます。 ① (略) ② お客様が下記 5 7. (3)各号および(4)各号のいずれかに該当するとき</p> <p>3 1. (その他) (略)</p> <p>第4章 振込先指定方式取扱に関する規定</p> <p>3 2. (振込先指定方式) (略)</p> <p>3 3. (指定預金口座の取扱い) (略)</p> <p>3 4. (指定預金口座の変更) (1) (略) (2) 変更申込み受付後の取扱いは上記 3 3. に準じて行うものといたします。</p> <p>3 5. (金銭の受渡精算方法の指示) (略)</p> <p>3 6. (受入書類等の省略) 上記 3 5. に基づき振込みをする場合には、その都度の受領書の受入れは不要と</p>	<p>2 1. (本章の趣旨) (同左)</p> <p>2 2. (自動けいぞく(累積)投資の種類および申込み) (同左)</p> <p>2 3. (金銭の払込) (同左)</p> <p>2 4. (買付方法、時期および価額) (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左)</p> <p>2 5. (投資信託受益証券の保管) (1)～(5) (同左) (削除)</p> <p>2 6. (収益分配金等の再投資) (同左)</p> <p>2 7. (返還) (1)～(3) (同左)</p> <p>2 8. (反社会的勢力との取引拒絶) この契約は、お客様が下記 5 5. (4)各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、下記 5 5. (4)各号の一にでも該当する場合には、当金庫は契約をお断りするものとします。</p> <p>2 9. (解約等) 次の各号のいずれかに該当する場合には、本章の契約は解約されます。 ① (同左) ② お客様が下記 5 5. (3)各号および(4)各号のいずれかに該当するとき</p> <p>3 0. (その他) (同左)</p> <p>第4章 振込先指定方式取扱に関する規定</p> <p>3 1. (振込先指定方式) (同左)</p> <p>3 2. (指定預金口座の取扱い) (同左)</p> <p>3 3. (指定預金口座の変更) (1) (同左) (2) 変更申込み受付後の取扱いは上記 3 2. に準じて行うものといたします。</p> <p>3 4. (金銭の受渡精算方法の指示) (同左)</p> <p>3 5. (受入書類等の省略) 上記 3 4. に基づき振込みをする場合には、その都度の受領書の受入れは不</p>

旧	新
<p>いたします。</p> <p>37. (手数料) 振込みにかかる手数料は<b>所定の額を</b>当金庫が負担いたします。</p> <p>第5章 投資信託受益権の振替決済取引</p> <p>38. (本章の趣旨) (略)</p> <p>39. (振替決済口座) (1)～(3) (略) (4) 当金庫は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、<b>当金庫が販売会社となっていない銘柄その他の当金庫が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</b></p> <p>(5) (略)</p> <p>40. (振替決済口座の開設) (1) (略) (2) 振替制度実施日において既に上記2. (1)①、②、③のいずれかの取引をお申込みいただいている場合には、当約款に規定する同制度に基づく振替決済口座の開設をお申込みいただいたものとして振替決済口座を開設します(下記61. で開設している場合を除きます)。この場合、当約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。</p> <p>(3) (略)</p> <p>41. (振替の申請) (1) (略) (2) お客様が振替の申請を行うにあたっては、<b>あらかじめ当金庫が定める所定の日</b>までに、次に掲げる事項を当金庫所定の依頼書に記入の上、届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。</p> <p>①～⑤ (略) (3)～(5) (略)</p> <p>42. (他の口座管理機関への振替) (略)</p> <p>43. (担保の設定) (略)</p> <p>44. (抹消申請の委任) (略)</p> <p>45. (償還金、解約金および収益分配金の代理受領等) (略)</p> <p>46. (お客様への連絡事項) (1) (略)</p>	<p>要といたします。</p> <p>36. (手数料) 振込みにかかる手数料は<b>(削除)</b>当金庫が負担いたします。</p> <p>第5章 投資信託受益権の振替決済取引</p> <p>37. (本章の趣旨) (同左)</p> <p>38. (振替決済口座) (1)～(3) (同左) (4) 当金庫は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、<b>当金庫が定める銘柄を取扱います。</b></p> <p>(5) (同左)</p> <p>39. (振替決済口座の開設) (1) (同左) (2) 振替制度実施日において既に上記2. (1)①、②、③のいずれかの取引をお申込みいただいている場合には、当約款に規定する同制度に基づく振替決済口座の開設をお申込みいただいたものとして振替決済口座を開設します(下記59. で開設している場合を除きます)。この場合、当約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>40. (振替の申請) (1) (同左) (2) お客様が振替の申請を行うにあたっては、<b>お客様が振替を希望される日の7営業日前</b>までに、次に掲げる事項を当金庫所定の依頼書に記入の上、届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。</p> <p>①～⑤ (同左) (3)～(5) (同左)</p> <p>41. (他の口座管理機関への振替) (同左)</p> <p>42. (担保の設定) (同左)</p> <p>43. (抹消申請の委任) (同左)</p> <p>44. (償還金、解約金および収益分配金の代理受領等) (同左)</p> <p>45. (お客様への連絡事項) (1) (同左)</p>

旧	新
<p>(2) 上記(1)の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、<b>当金庫所定の時期に</b>年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的にご通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載の担当部門の責任者に直接ご連絡ください。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 当金庫は、上記(2)の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの上記(2)に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書によるご通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、<b>当金庫が定めるところにより</b>残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p><b>47.</b> (届出事項の変更)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)により届出があった場合、当金庫<b>は所定の手続き</b>を完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>48.</b> (口座管理料)</p> <p>(1) 当金庫は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>(2) 当金庫は、上記(1)の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、換金代金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。</p> <p><b>49.</b> (当金庫の連帯保証義務)</p> <p>(略)</p> <p><b>50.</b> (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>振替決済口座は、お客様が下記<b>57.</b> (4)各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、下記<b>57.</b> (4)各号の一にでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>51.</b> (解約等)</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、本章の契約は解約されます。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。ただし、上記<b>42.</b> において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を換金し、現金によりお返しすることがあります。</p> <p>① (略)</p>	<p>(2) 上記(1)の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、<b>(削除)</b>年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的にご通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載の担当部門の責任者に直接ご連絡ください。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 当金庫は、上記(2)の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの上記(2)に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書によるご通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、<b>(削除)</b>残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p><b>46.</b> (届出事項の変更)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)により届出があった場合、当金庫<b>において届出事項の変更手続き</b>を完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(3) (同左)</p> <p><b>48.</b> (削除)</p> <p><b>47.</b> (当金庫の連帯保証義務)</p> <p>(同左)</p> <p><b>48.</b> (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>振替決済口座は、お客様が下記<b>55.</b> (4)各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、下記<b>55.</b> (4)各号の一にでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>49.</b> (解約等)</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、本章の契約は解約されます。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。ただし、上記<b>41.</b> において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を換金し、現金によりお返しすることがあります。</p> <p>① (同左)</p>

旧	新
<p>② お客様が上記48.に定める手数料を支払わないとき</p> <p>③ お客様が下記57.(3)各号および(4)各号のいずれかに該当するとき</p> <p>(2) 上記(1)による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、上記48.(2)に基づく換金代金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p> <p>(3) 当金庫は、上記(2)の不足額を引取りの日を上記48.(1)の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、上記48.(2)に準じて換金代金等から充当することができるものとします。</p> <p>(4) 上記(1)に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>52.(緊急措置) (略)</p> <p>53.(免責事項) 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 上記47.(1)による届出の前に生じた損害</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 上記④の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または上記49.による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 上記52.の事由により当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>54.(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) (略)</p> <p>第6章 雑 則</p> <p>55.(金銭または投資信託受益証券の受入れ) (略)</p> <p>56.(金銭または投資信託受益証券の引出し) (略)</p> <p>57.(契約の解約)</p> <p>(1) 当約款に定める投信取引契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、<b>当金庫所定の日までに</b>当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書にお届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、<b>当金庫所定の期間</b>については、この契約の解約をすることはできません。</p> <p>(3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きを行ってください。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ お客様が下記63.に定める当約款の変更に同意しないとき</p>	<p>(削除)</p> <p>② お客様が下記55.(3)各号および(4)各号のいずれかに該当するとき</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 上記(1)に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>50.(緊急措置) (同左)</p> <p>51.(免責事項) 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 上記46.(1)による届出の前に生じた損害</p> <p>②～④ (同左)</p> <p>⑤ 上記④の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または上記44.による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 上記50.の事由により当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>52.(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) (同左)</p> <p>第6章 雑 則</p> <p>53.(金銭または投資信託受益証券の受入れ) (同左)</p> <p>54.(金銭または投資信託受益証券の引出し) (同左)</p> <p>55.(契約の解約)</p> <p>(1) 当約款に定める投信取引契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、<b>(削除)</b>当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書にお届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、<b>受渡が完了するまでの期間</b>については、この契約の解約をすることはできません。</p> <p>(3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きを行ってください。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p>④ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき  ⑤ 第2章または第5章に定める取引が解約されたとき  (4) (略)</p> <p>58. (公示催告等の調査等の免除)  (略)</p> <p>59. (免責事項)  当金庫は、次に掲げる損害は、その責を負いません。  ① (略)  ② 当金庫が上記35.により金銭を指定預金口座へ振り込んだ後に発生した損害  ③～⑥ (略)</p> <p>60. (届出事項の変更)  (1) (略)  (2) 上記(1)によりお届けがあった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ、お預りした投資信託受益証券または金銭の返還のご請求には応じません。  (3) (略)</p> <p>61. (振替制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)  (略)</p> <p>62. (特例投資信託受益権の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)  (略)</p> <p>63. (この約款の変更)  この約款は、法令の変更、監督官庁の指示または日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他必要な事由が生じたときは、(追加)変更されることがあります。  なお、この約款の変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、お客様が約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>64. (その他)  (略)</p> <p style="text-align: right;">以上  (平成19年9月制定)  (平成28年6月改定)</p>	<p>③ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき  ④ 第2章または第5章に定める取引が解約されたとき  (4) (同左)</p> <p>56. (公示催告等の調査等の免除)  (同左)</p> <p>57. (免責事項)  当金庫は、次に掲げる損害は、その責を負いません。  ① (同左)  ② 当金庫が上記34.により金銭を指定預金口座へ振り込んだ後に発生した損害  ③～⑥ (同左)</p> <p>58. (届出事項の変更)  (1) (同左)  (2) 上記(1)によりお届けがあった場合、当金庫において届出事項の変更手続きを完了した後でなければ、お預りした投資信託受益証券または金銭の返還のご請求には応じません。  (3) (同左)</p> <p>59. (振替制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)  (同左)</p> <p>60. (特例投資信託受益権の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)  (同左)</p> <p>61. ((削除)約款の変更)  この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更(削除)、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。  変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。  なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p>62. (その他)  (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上  (平成19年9月制定)  (平成28年6月改正)  (令和2年3月改正)</p>

「自動けいぞく（累積）投資約款」新旧対照表

（緑網掛部分変更）

旧	新
<p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 金銭の払込 お客様は、個別商品の買付けにあてるための金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができ、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものいたします。 なお、個別商品の払込金の単位等は当金庫が定めるものいたします。</p> <p>4. ～9. (略)</p> <p>10. その他 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは改訂されることがあります。 (追加)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (平成 17 年 3 月 制定) (平成 18 年 11 月 改定) (平成 27 年 11 月 改定) (平成 30 年 1 月 改定)</p>	<p>1. ～2. (同左)</p> <p>3. 金銭の払込 お客様は、個別商品の買付けにあてるための金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができ、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものいたします。 なお、個別商品の払込金の単位等は目論見書補完書面に定めるものいたします。</p> <p>4. ～9. (同左)</p> <p>10. その他 (1)～(2) (同左) (削除)</p> <p>11. 約款の変更 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更することがあります。 変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。 なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p style="text-align: right;">以 上 (平成 17 年 3 月 制定) (平成 18 年 11 月 改正) (平成 27 年 11 月 改正) (平成 30 年 1 月 改正) (令和 2 年 3 月 改正)</p>



「定時定額購入取引取扱規定」新旧対照表

(網掛部分変更)

旧	新
<p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (申込方法) お客様は、次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを開始することができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お客様が当金庫所定の本サービスの申込書等に必要事項を記入し、署名、捺印(投信取引口座のお届出の印鑑によります。)のうえ当金庫へ提出し、当金庫が承諾し、<b>所定の手続き</b>を完了していること。</p> <p>4. (買付金額の引落し)</p> <p>(1)</p> <p>(2) 引落指定日は、毎月1日、5日、10日、15日、20日、または25日(「朝日投信WEB」以外でつみたてNISAをご利用される場合は、(追加)25日を<b>除きます。)</b>とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに<b>当金庫が</b>定めるものとします。なお、つみたてNISAをご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則33,000円(指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で33,000円を上限)とします(ただし、(5)で定める増額月を設ける場合を除きます。)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>5. ～9. (略)</p> <p>10. (その他)</p> <p>(1) つみたてNISAをご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</p> <p>(2) 当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p><b>(3) この規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。</b></p> <p><b>(4) 本規定に別段の定めがないときは、「朝日信用金庫投信取引約款」、上記2.に定める選定銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」等に従うものとします。</b> <b>(追加)</b></p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. (同左)</p> <p>3. (申込方法) お客様は、次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを開始することができます。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) お客様が当金庫所定の本サービスの申込書等に必要事項を記入し、署名、捺印(投信取引口座のお届出の印鑑によります。)のうえ当金庫へ提出し、当金庫が承諾し、<b>システム登録</b>を完了していること。</p> <p>4. (買付金額の引落し)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 引落指定日は、毎月1日、5日、10日、15日、20日、または25日(「朝日投信WEB」以外でつみたてNISAをご利用される場合は、<b>20日および25日を除きます。)</b>とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに<b>目論見書補充書面</b>に定めるものとします。なお、つみたてNISAをご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則33,000円(指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で33,000円を上限)とします(ただし、(5)で定める増額月を設ける場合を除きます。)</p> <p>(5)～(8) (同左)</p> <p>5. ～9. (同左)</p> <p>10. (その他)</p> <p>(1) つみたてNISAをご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</p> <p>(2) 当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。 <b>(削除)</b></p> <p><b>(3) 本規定に別段の定めがないときは、「朝日信用金庫投信取引約款」、上記2.に定める選定銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」等に従うものとします。</b></p> <p><b>11. (規定の変更)</b> <b>この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。</b> <b>変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</b></p>

旧	新
<p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(平成 16 年 10 月 制定)</p> <p style="text-align: center;">(平成 19 年 9 月 改正)</p> <p style="text-align: center;">(平成 27 年 11 月 改正)</p> <p style="text-align: center;">(平成 30 年 1 月 改正)</p>	<p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(平成 16 年 10 月 制定)</p> <p style="text-align: center;">(平成 19 年 9 月 改正)</p> <p style="text-align: center;">(平成 27 年 11 月 改正)</p> <p style="text-align: center;">(平成 30 年 1 月 改正)</p> <p style="text-align: center;">(令和 2 年 3 月 改正)</p> <p>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p>

「特定口座約款」新旧対照表

(網掛部分変更)

旧	新
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例（上場株式等保管委託契約）について</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>5. 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲                      当金庫は申込者の特定保管勘定において(追加) 次の上場株式等のみを受け入れます。                      なお、下記に該当する上場株式等であっても、当金庫の都合により特定保管勘定に受け入れないことがあります。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>6. ～12. (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 雑則</p> <p>17. ～20. (略)</p> <p>21. 約款の変更                      この約款は、法令の変更または監督官庁の指示(追加)、その他必要な事由が生じたときに(追加) 変更することがあります。なお、変更の内容が申込者の従来の権利を制限し、または申込者に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、申込者が約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">以 上                      (平成17年7月制定)                      (平成28年7月改定)</p>	<p>第1章 (同左)</p> <p>第2章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例（上場株式等保管委託契約）について</p> <p>2. ～4. (同左)</p> <p>5. 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲                      当金庫は申込者の特定保管勘定において原則として 次の上場株式等のみを受け入れます。(削除)</p> <p>①～④ (同左)</p> <p>6. ～12. (同左)</p> <p>第3章 (同左)</p> <p>第4章 雑則</p> <p>17. ～20. (同左)</p> <p>21. 約款の変更                      この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。                      変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。                      なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p style="text-align: right;">以 上                      (平成17年7月制定)                      (平成28年7月改正)                      (令和2年3月改正)</p>

「非課税口座約款」

(網掛部分変更)

旧	新
<p>1. (略)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫のホームページ等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 24 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当金庫に非課税口座を開設しており、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を証券会社もしくは他の金融機関に提出していない場合に限り。）、「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」（既に当金庫に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」<b>(追加)</b>「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」) または「非課税口座簡易開設届出書」をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の <b>(追加)</b> 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ <b>(追加)</b> 当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <b>22</b> 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定 <b>また</b> は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。（以下略）</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に <b>同日</b> の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき。</p> <p>② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に <b>同日</b> の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>3. ～4. (略)</p> <p>5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、<b>(追加)</b> 次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿</p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫のホームページ等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 24 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当金庫に非課税口座を開設しており、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を証券会社もしくは他の金融機関に提出していない場合に限り。）、「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」（既に当金庫に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」<b>」「非課税口座廃止通知書」</b> または「勘定廃止通知書」) または「非課税口座簡易開設届出書」をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の <b>15 の 3 第 21 項</b> において準用する租税特別措置法第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、<b>当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <b>24</b> 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</b></p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定 <b>もしくは</b> は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。（同左）</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(4) 当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に <b>「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日</b> の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき。</p> <p>② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に <b>「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日</b> の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき。</p> <p>(5)～(8) (同左)</p> <p>3. ～4. (同左)</p> <p>5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、<b>原則として、</b>次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り。）のみを受け入れます。</p>

旧	新
<p>に記載または記録がされるものに限ります。)のみを受け入れます。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>なお、上記①から③に該当する投資信託であっても、当金庫の都合により非課税管理勘定に受け入れないことがあります。</p> <p>5の2. 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、(追加) 申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託(租税特別措置法第37条の14第1項第2号ロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その(追加) 証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受け入れます。</p> <p>① (略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する投資信託</p> <p>なお、上記①および②に該当する投資信託であっても、当金庫の都合により非課税管理勘定に受け入れないことがあります。</p> <p>6. ～7. (略)</p> <p>8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、(以下略)</p> <p>9. 非課税管理勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① 申込者から非課税管理勘定の終了する年の当金庫が別途定める日(当金庫のホームページ等に掲示)までに当金庫に対して上記5. ②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② 申込者から非課税管理勘定の終了する年の当金庫が別途定める日(当金庫のホームページ等に掲示)までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合または申込者が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>③ (略)</p> <p>9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い (略)</p>	<p>①～③ (同左) (削除)</p> <p>5の2. 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、原則として、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託(租税特別措置法第37条の14第1項第2号ロに掲げる上場株式等のうち、(削除) 定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受け入れます。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する投資信託 (削除)</p> <p>6. ～7. (同左)</p> <p>8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、(同左)</p> <p>9. 非課税管理勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>① 申込者から非課税管理勘定の終了する年の原則 11 月末までに当金庫に対して上記5. ②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② 申込者から非課税管理勘定の終了する年の原則 11 月末までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合または申込者が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>③ (同左)</p> <p>9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い (同左)</p> <p>10. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</p>

旧	新
<p>1 0. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の場合において、確認期間内に申込者の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、申込者の非課税口座に係る累積投資勘定に投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、上記(1)①または②のいずれかの方法により申込者の氏名および住所を確認できた場合または申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>1 1. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申込者が、当金庫に開設された非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当金庫が別途定める日（当金庫のホームページ等に掲示）までに、当金庫に対して「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります。この場合において、当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」を申込者に交付することなく、その作成をした日に申込者から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。</p> <p>(3) (略)</p> <p>1 2. (略)</p> <p>1 3. 契約の終了</p> <p>次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ この約款の変更不同意されるとき 当金庫が定める日</p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき 当金庫が定める日</p> <p>1 4. ～1 5. (略)</p> <p>1 6. 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示（追加）、その他必要（追加）が生じたときに（追加）変更することがあります。なお、変更の内容が申込者の従来の権利を制限し、または申込者に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、申込者が約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">(平成 25 年 7 月 制定) (平成 28 年 7 月 改正) (平成 29 年 6 月 改正) (平成 29 年 11 月 改正) (平成 31 年 1 月 改正)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)の場合において、確認期間内に申込者の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、申込者の非課税口座に係る累積投資勘定に投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、上記(1)①または②のいずれかの方法により申込者の氏名および住所を確認できた場合または申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>1 1. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申込者が、当金庫に開設された非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当金庫が別途定める日（当金庫のホームページ等に掲示）までに、当金庫に対して「非課税口座異動届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>1 2. (同左)</p> <p>1 3. 契約の終了</p> <p>次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。</p> <p>①～④ (同左)</p> <p>(削除)</p> <p>⑤ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき 当金庫が定める日</p> <p>1 4. ～1 5. (同左)</p> <p>1 6. 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更することがあります。</p> <p>変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</p> <p>なお、変更の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">(平成 25 年 7 月 制定) (平成 28 年 7 月 改正) (平成 29 年 6 月 改正) (平成 29 年 11 月 改正) (平成 31 年 1 月 改正) (令和 2 年 3 月 改正)</p>



「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

(網掛部分変更)

旧	新
<p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権(租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の 14. から 16.、18. および 24. (1)を除き、以下同じ。)(以下「投資信託」といいます。)につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(申込者その年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、(追加)次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、(追加)次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>なお、上記(1)または(2)に該当する投資信託であっても、当金庫の都合により非課税管理勘定に受け入れないことがあります。</p> <p>6. ～7 (略)</p> <p>8. 非課税管理勘定および継続管理勘定の管理</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該投資信託の上記6. に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および 16. ②において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと</p> <p>(略)</p> <p>③ (略)</p> <p>8. ～10 (略)</p> <p>11. 出国時の取扱い</p> <p>(1) 申込者が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、租税特別措置法その他関係法令の規定により出国移管依頼書を当金庫にご提出いただくものとします。</p> <p>(2) 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、申込者の未</p>	<p>1. ～2. (同左)</p> <p>3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権(租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の 13. から 15.、17. および 22. (1)を除き、以下同じ。)(以下「投資信託」といいます。)につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(申込者その年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>4. (同左)</p> <p>5. 未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、(原則として)次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>(2) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、(原則として)次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>(削除)</p> <p>6. ～7 (同左)</p> <p>8. 非課税管理勘定および継続管理勘定の管理</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該投資信託の上記6. に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および 15. ②において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと</p> <p>(略)</p> <p>③ (略)</p> <p>8. ～10 (同左)</p> <p>(削除)</p>



旧	新
<p>成年者口座に係る未成年者口座内投資信託の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>(3) 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、申込者が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当金庫に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への投資信託の受入れは行いません。</p> <p>1.2. 課税未成年者口座の設定 (略)</p> <p>1.3. 課税管理勘定における処理 課税未成年者口座における投資信託（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する投資信託受益権のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下1.4. から1.6. および1.8. において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p> <p>1.4. 譲渡の方法 (略)</p> <p>1.5. 課税管理勘定での管理 (略)</p> <p>1.6. 課税管理勘定の金銭等の管理 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該投資信託の1.4. に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないものに限り。）または贈与をしないこと イ～ホ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>1.7. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 上記1.5. もしくは1.6. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>1.8. 重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合の取扱い (略)</p> <p>1.9. 出国時の取扱い 申込者が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（1.4. および1.8. を除く。）の適用があるものとして取り扱います。</p>	<p>1.1. 課税未成年者口座の設定 (同左)</p> <p>1.2. 課税管理勘定における処理 課税未成年者口座における投資信託（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する投資信託受益権のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下1.3. から1.5. および1.7. において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p> <p>1.3. 譲渡の方法 (同左)</p> <p>1.4. 課税管理勘定での管理 (同左)</p> <p>1.5. 課税管理勘定の金銭等の管理 (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② 当該投資信託の1.3. に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないものに限り。）または贈与をしないこと イ～ホ (同左)</p> <p>③ (同左)</p> <p>1.6. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 上記1.4. もしくは1.5. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>1.7. 重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合の取扱い (略)</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p><b>20.</b> 課税未成年者口座への入出金処理 (略)</p> <p><b>21.</b> 代理人による取引の届出 (略)</p> <p><b>22.</b> 法定代理人の変更 (略)</p> <p><b>23.</b> 取引残高の通知 (略)</p> <p><b>24.</b> 未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示 (1) 申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託（未成年者口座への受入れである場合には、上記3.(1)に規定する投資信託をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、上記<b>13.</b>に規定する投資信託をいいます。）に関する取引に関しては、取引の都度、未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。 (2) (略)</p> <p><b>25.</b> 基準年以降の手続き等 (略)</p> <p><b>26.</b> 非課税口座のみなし開設 (1) 2017年から2023年までの各年（その年1月1日において申込者が20歳である年に限ります。）の1月1日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（<b>（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）</b>）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) (略)</p> <p><b>27.</b> 届出事項の変更 (略)</p> <p><b>28.</b> 契約の終了 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。 ①～③ (略)</p> <p>④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（<b>（申込者が出国の日の前日までに上記11.の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）</b>） 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p><b>⑤</b> (略)</p> <p><b>⑥</b> 申込者がこの約款の変更不同意と認めるとき 当金庫が定める日</p> <p><b>⑦</b> やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき 当金庫が定める日</p> <p><b>29.</b> 免責事項 (略)</p> <p><b>30.</b> 合意管轄</p>	<p><b>18.</b> 課税未成年者口座への入出金処理 (同左)</p> <p><b>19.</b> 代理人による取引の届出 (同左)</p> <p><b>20.</b> 法定代理人の変更 (同左)</p> <p><b>21.</b> 取引残高の通知 (同左)</p> <p><b>22.</b> 未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示 (1) 申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託（未成年者口座への受入れである場合には、上記3.(1)に規定する投資信託をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、上記<b>12.</b>に規定する投資信託をいいます。）に関する取引に関しては、取引の都度、未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。 (2) (同左)</p> <p><b>23.</b> 基準年以降の手続き等 (同左)</p> <p><b>24.</b> 非課税口座のみなし開設 (1) 2017年から2023年までの各年（その年1月1日において申込者が20歳である年に限ります。）の1月1日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（<b>（削除）</b>）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) (同左)</p> <p><b>25.</b> 届出事項の変更 (同左)</p> <p><b>26.</b> 契約の終了 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。 ①～③ (同左)</p> <p>④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（<b>（削除）</b>） 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p><b>⑤</b> (同左)</p> <p><b>削除</b></p> <p><b>⑥</b> やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき 当金庫が定める日</p> <p><b>27.</b> 免責事項 (同左)</p> <p><b>28.</b> 合意管轄</p>

旧	新
<p>(略)</p> <p>31. 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示（追加）、その他必要（追加）が生じたときに（追加）変更することがあります。なお、変更の内容が申込者の従来の権利を制限し、または申込者に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、申込者が約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">以 上  (平成 28 年 1 月制定)  (平成 28 年 7 月改正)  (平成 29 年 11 月改正)  (平成 31 年 1 月改正)</p>	<p>(同左)</p> <p>29. 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更することがあります。</p> <p>変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</p> <p>なお、変更の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p style="text-align: right;">以 上  (平成 28 年 1 月制定)  (平成 28 年 7 月改正)  (平成 29 年 11 月改正)  (平成 31 年 1 月改正)  (令和 2 年 3 月改正)</p>

「朝日投信WEB取扱規定」新旧対照表

(網掛部分変更)

旧	新
<p>第1章 「朝日投信WEB」</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>8. (利用手数料等)</p> <p>(1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の基本手数料（以下「利用手数料」といいます。）および消費税（地方税を含み、以下同じ）をいただく場合があります。なお、詳細については、当金庫が別途定めるものとします。</p> <p>(2) 前号の手手数料は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）にかかわらず、通帳・払戻請求書またはキャッシュカードの提出を受けることなしに、お客様が投信取引口座開設時に当金庫所定の方法により届け出ていただいている「指定預金口座」から、当金庫所定の日に自動的に引落とします。</p> <p>(3) (1)の利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第2章 本人確認 (略)</p> <p>9. (ログインID) (略)</p> <p>10. (ログインパスワード) (略)</p> <p>11. (確認パスワード) (略)</p> <p>12. (本人確認の手段) (略)</p> <p>13. (各種ID、各種パスワード等の管理) (略)</p> <p>第3章 取引の依頼</p> <p>14. (利用可能なサービス) (略)</p> <p>15. (取扱商品)</p> <p>本サービスでお取引いただける商品は、当金庫が別途定める商品（以下「取扱商品」といいます。）とします。取扱商品は、当金庫本支店窓口等での取扱商品と全部または一部が異なる場合があります。また、当金庫が別途定める書類の提出が必要となる商品もあります。</p> <p>16. (取引の依頼方法) (略)</p> <p>17. (投資信託取引の取引時間) (略)</p>	<p>第1章 「朝日投信WEB」</p> <p>1. ～7. (同左) (削除)</p> <p>第2章 本人確認 (同左)</p> <p>8. (ログインID) (同左)</p> <p>9. (ログインパスワード) (同左)</p> <p>10. (確認パスワード) (同左)</p> <p>11. (本人確認の手段) (同左)</p> <p>12. (各種ID、各種パスワード等の管理) (同左)</p> <p>第3章 取引の依頼</p> <p>13. (利用可能なサービス) (同左)</p> <p>14. (取扱商品)</p> <p>本サービスでお取引いただける商品は、当金庫が別途定める商品（以下「取扱商品」といいます。）とします。取扱商品は、当金庫本支店窓口等での取扱商品と全部または一部が異なる場合があります。(削除)</p> <p>15. (取引の依頼方法) (同左)</p> <p>16. (投資信託取引の取引時間) (同左)。</p>

旧	新
<p>1 8. (目論見書等の交付について) (略)</p> <p>1 9. (自動けいぞく(累積)投資について) (略)</p> <p>2 0. (購入単位) (略)</p> <p>2 1. (取引制限) (略)</p> <p>2 2. (金銭の払込) (略)</p> <p>2 3. (積立投信について) (略)</p> <p>2 4. (収益分配金の再投資) (略)</p> <p>2 5. (収益分配金の再投資停止) (略)</p> <p>2 6. (換金方法) (略)</p> <p>2 7. (投資信託取引についての取消等) (略)</p> <p>2 8. (投資信託取引内容の通知について) (略)</p> <p>2 9. (マル優枠の利用について) (略)</p> <p>3 0. (照会サービス) お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、取引履歴照会等の口座情報を照会することができます。 なお、照会可能な明細は、<b>当金庫所定の期間内</b>にお取引のあった明細に限ります。</p> <p>3 1. (取引の記録) (略)</p> <p>3 2. (海外からのご利用) (略)</p> <p>3 3. (免責事項) (略)</p> <p>3 4. (通信経路における安全対策) (略)</p> <p>3 5. (端末の障害) (略)</p> <p>第4章 サービスの解約等</p> <p>3 6. (都合解約) 本サービスは、<b>当事者の一方の都合で</b>、書面による通知によりいつでも解約</p>	<p>1 7. (目論見書等の交付について) (同左)</p> <p>1 8. (自動けいぞく(累積)投資について) (同左)</p> <p>1 9. (購入単位) (同左)</p> <p>2 0. (取引制限) (同左)</p> <p>2 1. (金銭の払込) (同左)</p> <p>2 2. (積立投信について) (同左)</p> <p>2 3. (収益分配金の再投資) (同左)</p> <p>2 4. (収益分配金の再投資停止) (同左)</p> <p>2 5. (換金方法) (同左)</p> <p>2 6. (投資信託取引についての取消等) (同左)</p> <p>2 7. (投資信託取引内容の通知について) (同左)</p> <p>2 8. (マル優枠の利用について) (同左)</p> <p>2 9. (照会サービス) お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、取引履歴照会等の口座情報を照会することができます。 なお、照会可能な明細は、<b>照会日の属する年の1日から遡って1年以内</b>にお取引のあった明細に限ります。</p> <p>3 0. (取引の記録) (同左)</p> <p>3 1. (海外からのご利用) (同左)</p> <p>3 2. (免責事項) (同左)</p> <p>3 3. (通信経路における安全対策) (同左)</p> <p>3 4. (端末の障害) (同左)</p> <p>第4章 サービスの解約等</p> <p>3 5. (お客様からの解約) 本サービスは、<b>(削除)</b>書面による通知によりいつでも解約することができます。</p>

旧	新
<p>することができます。なお、解約により生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、通知が、お客様の届出の住所宛に差し出されたにもかかわらず、不着または延着となったときは、当該書面は発信後2日をもって到達したものとします。</p> <p>(追加)</p> <p>37. (お客様による解約) お客様による解約の場合は、当金庫所定の書面の提出など必要な手続きを行うものとします。なお、お客様が本サービスにおける利用口座の口座解約を行った場合、自動的に本サービスも解約されるものとします。</p> <p>38. (当金庫からの解約等) (略) (1)～(3) (略) (4) 2年以上にわたり本サービスの利用実績がないとき (金庫任意)</p> <p>(5) 当金庫がサービス継続上において支障があると判断したとき (6) お客様が下記 42. に定めるこの規定の変更に同意しないとき (7) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当金庫が本サービスの提供を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき (8) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</p> <p>第5章 雑則 39. (規定等の準用) (略) 40. (届出事項の変更等) (略) 41. (通知等の連絡先) (略) 42. (規定の変更等) 当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく当金庫ホームページまたは店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。 変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。 なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。</p> <p>43. (準拠法・管轄)</p>	<p>なお、解約により生じた損害について当金庫は責任を負いません。(削除)</p> <p>解約手続きは、当金庫所定の書面の提出など必要な手続きを行うものとします。なお、お客様が本サービスにおける利用口座の口座解約を行った場合、自動的に本サービスも解約されるものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>36. (当金庫からの解約等) (同左) (1)～(3) (同左) (削除)</p> <p>(4) 当金庫がサービス継続上において支障があると判断したとき (削除) (5) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当金庫が本サービスの提供を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき (6) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</p> <p>第5章 雑則 37. (規定等の準用) (同左) 38. (届出事項の変更等) (同左) 39. (通知等の連絡先) (同左) 40. (規定の変更 (削除)) この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更することがあります。 変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。 なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p>41. (準拠法・管轄)</p>

旧	新
<p>(略)</p> <p>44. (譲渡・質入・貸与の禁止)</p> <p>(略)</p> <p>45. (サービスの終了)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>制定 平成22年 3月 改定 平成25年12月 改定 平成28年 3月</p>	<p>(同左)</p> <p>42. (譲渡・質入・貸与の禁止)</p> <p>(同左)</p> <p>43. (サービスの終了)</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(平成22年 3月制定) (平成25年12月改正) (平成28年 3月改正) (令和 2年 3月改正)</p>

朝日投信WEB「電子交付サービス」取扱規定新旧対照表

(網掛部分変更)

旧	新
<p>1. (略)</p> <p>2. (対象書面)</p> <p>(1) 本サービスにおいて、当金庫が電子交付により提供する書面は、次の各号に掲げる書面(以下、「対象書面」といいます。)とします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 上記①から⑤に該当しない書面のうち、<b>当金庫が電子交付により提供することを定めたもの</b></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (申込)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お客様は、当金庫所定の申込書に必要事項を記入・捺印のうえ提出する方法により申込み、当金庫がこれを承諾し、<b>所定の</b>システム登録を行った後、本サービスを利用できるものとします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. ～11. (略)</p> <p>12. <b>(本取扱規定の変更)</b></p> <p><b>(1) この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、社会経済情勢の変動その他本サービスを提供していく上で必要(追加)が生じた</b>と当金庫が判断したときは、<b>(追加)</b>変更されることがあります。</p> <p><b>(2) 前項に基づき本取扱規定を変更した場合、当金庫は、当金庫の定める方法(インターネットによる告知を含む。)によりお客様にお知らせします。その後、お客様が当金庫とお取引をした時点をもって、お客様が本取扱規定の変更へ同意したものととして取り扱います。</b></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">平成22年 7月 1日制定 平成26年12月15日改訂</p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. (対象書面)</p> <p>(1) 本サービスにおいて、当金庫が電子交付により提供する書面は、次の各号に掲げる書面(以下、「対象書面」といいます。)とします。</p> <p>①～⑤ (同左)</p> <p>⑥ 上記①から⑤に該当しない書面のうち、<b>電子交付による提供が適当であると考えられるもの</b></p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>3. (同左)</p> <p>4. (申込)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) お客様は、当金庫所定の申込書に必要事項を記入・捺印のうえ提出する方法により申込み、当金庫がこれを承諾し、<b>(削除)</b>システム登録を行った後、本サービスを利用できるものとします。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>5. ～11. (同左)</p> <p>12. <b>(削除) 規定の変更)</b></p> <p><b>(削除) この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他(削除)必要な事由が生じた(削除)ときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。</b></p> <p><b>変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</b></p> <p><b>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</b></p> <p><b>(削除)</b></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(平成22年7月制定) (平成26年12月改正) (令和2年3月改正)</p>